「明石市高齢者いきいき福祉計画及び第9期介護保険事業計画」の策定について

1 計画策定の趣旨等

本計画は、団塊の世代がすべて 75 歳以上となる令和 7年、団塊ジュニア世代が 65 歳以上となる令和 22 年を見据えて、令和 6年 4 月から 3 年間の本市の高齢者福祉と介護保険事業の施策の方向性を定めるものです。策定にあたっては、明石市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会において学識経験者や地域の活動団体の代表者、保健医療福祉関係者、介護保険サービス事業者等 11 人の委員で審議するとともに、パブリックコメントの募集等を行い、計画としてまとめました。

2 計画の概要

- (1) 計画期間 令和6年度から令和8年度までの3年間
- (2) 基本理念

「いくつになっても自分らしく 地域で支え合い、安心して暮らせるまち あかし」

- (3) 計画の基本方針
 - ① 地域ネットワークの充実
 - ② 適切な介護保険サービスの確保
 - ③ 認知症の人や家族等への支援の充実
 - ④ 権利擁護の取組の推進
 - ⑤ 支え合い、いきいき暮らせる地域づくり

3 パブリックコメントについて

- (1) 実施期間 令和5年12月15日から令和6年1月15日まで
- (2) 提出件数 1名12件
- (3) 主な内容
 - 認知症及び若年性認知症に関する施策の充実について
 - ・ 特別養護老人ホームの入所基準等について

4 素案からの主な修正点

国の制度改正、高齢者福祉専門分科会における審議、パブリックコメント等を踏まえ、計画の記載内容を下記のとおり修正しました。

(1) 計画の位置付けに「明石市認知症施策推進計画」を包含することを追記(4ページ) 認知症基本法において、実情に即した市町村認知症施策推進計画を策定するよう努めなければならないとされていることから、「基本方針3 認知症の人や家族等への支援の充実」に掲げた事業や取組等については、同法に基づく「明石市認知症施策推進計画」として策定する旨を記載しました。

- (2) 障害のある高齢者への支援について追記 (37ページ) 障害サービスを利用している障害者が 65歳になり要介護認定を受けた際に、切れ目のない 支援を受けることができるようにするための取組について記載しました。
- (3) 高齢者の権利擁護にかかる取組の充実(48ページ) 身寄りのない高齢者等への支援についての取組を新たに設けたほか、高齢者虐待の通報を 受けた際の対応について追記しました。
- (4) 支え合い、いきいき暮らせる地域づくりにかかる取組の充実(51、52ページ) 高齢者の就労支援や移動手段の確保について、高齢者のライフスタイルや能力等に応じた 多様な就労ニーズへの対応や、地域ごとの課題及び地域資源等を踏まえた移動支援について 検討していく旨を記載しました。
- (5) 介護保険事業の見込みの修正 (55~71ページ) 国により、第9期計画期間に向けた制度改正や令和6年度の介護報酬の改定等が示されたことを受け、給付費等の推計を見直して保険料収納必要額を修正するとともに、第9期計画期間における介護保険料について試算し直しました。

5 市民への周知

- ・ 広報あかしへの掲載
- 市ホームページへの掲載
- 計画概要版の配布